平成２３年（フ）第１２９号
茨城県龍ケ崎市長山６丁目15番地１
債務者　武宮美智代
１　決定年月日時　平成23年７月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１３４号
茨城県取手市西１丁目15番25号
債務者　土田　奈美
１　決定年月日時　平成23年７月22日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１３５号
茨城県稲敷郡河内町下加納444番地123
債務者　岡田冨久男
１　決定年月日時　平成23年７月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１７７号
福岡県飯塚市花瀬31番地５　ＹＤＳエステート201号
債務者　重富　佳美
１　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１２５号
宮崎県延岡市昭和町１丁目３番地２
債務者　高市　陽子
１　決定年月日時　平成23年７月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第６４号
宮城県柴田郡柴田町大字入間田字鳥屋森97番地
債務者　深野　勝次
１　決定年月日時　平成23年７月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第２７０号
秋田県潟上市昭和大久保字北野街道下31番地
債務者　佐藤　静香
１　決定年月日時　平成23年７月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８５号
秋田市旭北寺町２番５号
債務者　三浦　洋子
１　決定年月日時　平成23年７月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８７号
秋田県潟上市天王字上北野104番地19　天王ハイツ103号
債務者　吉田東四郎
１　決定年月日時　平成23年７月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７５号
福島県郡山市富田町字鍛冶田23番地
債務者　鈴木よね子
１　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第４７２号
兵庫県尼崎市名神町２丁目２番１―507号
債務者　関矢　忠典
１　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５３６号
兵庫県尼崎市東園田町３丁目10番地の１　石川マンション205号、前住所兵庫県尼崎市塚口町４丁目46番地の27
債務者　柴田　博信
１　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５４０号
兵庫県芦屋市業平町８番14―704号
債務者　瀬川　洋子（旧姓平見）
１　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５６３号
兵庫県芦屋市高浜町２番１―612号
債務者　大地田清佳
１　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５７６号
兵庫県西宮市市庭町８番11―402号、前住所兵庫県西宮市市庭町１番27号
債務者　大野　奈月（旧姓辻）
１　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５９７号
兵庫県尼崎市元浜町３丁目11番地の１　リバーサイド武庫川201号
債務者　上田春姫こと　李　　春姫
１　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４３号
愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲705番地２　坂本アパート７号
債務者　中野　則子
１　決定年月日時　平成23年７月22日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
松山地方裁判所宇和島支部